

要さんは結局、論文を修正しなかつたものの、雑誌掲載にあたり連合大阪での肩書きを使うことはできなかつた。

この「論文問題」で連合大阪の事務局長は三回、電機連合大阪の議長は二回、要さんを呼び出して責任を追及し、「会社批判は当該労組が行なうべきで、頭越しの批判は許されない。松下労組は近く派遣問題で見解を出す」などと主張したという。

だが、「派遣切り」が社会問題化している現在もなお、当該の松下労組は偽装請負事件について沈黙したままである。対照的に、派遣問題の本質を突いた要論文は、その先見性が学者、弁護士らに高く評価される結果となつた。

提訴後に著書を手に記者会見する要宏輝さん（右）と弁護人
=2009年1月20日、大阪地裁で。（写真撮影／筆者）

要さんの著作『正義の労働運動ふたたび』が出版されることを知った連合大阪事務局長は、その原稿提出を要求したうえ、随所に訂正や削除を迫り、「応じなければ処分の手続きをとる」などと恫喝した。仲介者として、その場に同席した全国一般大阪地本・特別執行委員の福井工さん（たかづかみ）は「事務局長の対応は出版妨害と受け取られても仕方がない内容だった」と証言する。

要さんは一切の修正を拒否し、著書は同年一〇月に出版された。しかし、事務局長は一二月になつて要さんを「大阪府労働委員会労働者委員



「利敵行為」や「出版妨害」も

要さんは今回の訴訟で、論文事件

にとどまらず連合大阪で体験した出版妨害・人格攻撃の実態も明らかにしている。

その一つは、連合大阪の機関誌

（〇五年八月号）に書いた要さんの

記事に関して、当時の連合大阪会長（松下労組出身）が争議中の相手企業に対し、「内容、表現などに問題があつた」とする事実無根の謝罪文を当事者に無断で提出した事件だ。会社は謝罪文を組合の切り崩しに利用したため、要さんや当該組合は謝罪の撤回を強く求めたが、会長は黙殺し続けた。

〇七年九月には事務局長らによる出版妨害事件も起きた。

要さんの著作『正義の労働運動ふたたび』が出版されることを知った連合大阪事務局長は、その原稿提出を要求したうえ、随所に訂正や削除を迫り、「応じなければ処分の手続きをとる」などと恫喝した。仲介者として、その場に同席した全国一般大阪地本・特別執行委員の福井工さん（たかづかみ）は「事務局長の対応は出版妨害と受け取られても仕方がない内容だった」と証言する。

要さんは一切の修正を拒否し、著書は同年一〇月に出版された。しかし、事務局長は一二月になつて要さんを「大阪府労働委員会労働者委員



要さんの著書『正義の労働運動ふたたび』（アットワークス刊・08年度日本労働ベンククラブ賞受賞）。

「連合よ、正しく強かれ」

だつた。

要さんは総評・全国金属大阪地本の書記長などを経て、一九九九年から二〇〇三年まで連合大阪の専従副会長、副事務局長を務めた。

この間、彼は連合大阪を舞台にホームレス自立支援法制定運動の先頭に立ち、最低賃金審議会委員として大阪の最低賃金を「全国一」に引き上げに推薦しない、と通告した。

大阪府労委の労働者委員一人のうち、要さんは三期六年を務めるべテランで、誰より多忙な委員だった。

たとえば労働争議の斡旋を行なう調整事件は、組合に指名された労働者委員が斡旋員に就くが、府労委の年報を調べると要さんは毎年一五件前後の事件を担当し、連合系各委員の

「ゼロ（数件）」を圧倒する実績を重ねていた。それだけ労働者・労働組合からの信頼が厚い証明である。関係者によると「不当労働行為事件で意見陳述や意見書提出を行なうのは、連合系一〇人の委員の中では彼一人だけ」という活躍ぶりであった。

連合大阪が、そんな傑出した人物を労働者委員に再任せなかつたのは、労働委員会の実情に無知・無関心であるからだろう。出版への「報復」だとしたら、労働団体としてなおさらお粗末すぎる。

この訴訟について、連合大阪にインタビューか書面回答を求めたが、広報担当者は「裁判になつた以上、主張は弁護士を通じて法廷で行なう」と述べ、一切の質問にノーコメント

むらかみ きょうすけ・ジャーナリスト。

企業批判は御法度なのか

連合大阪の言論抑圧を元副会長が提訴

村上 恭介

企業の不正を監視すべき連合大阪（四一万人）で、実名での企業批判が原則禁止とされ、役職員の原稿や講演内容は幹部が事前検閲するという、時代錯誤の言論統制が行なわれていた。連合に組合活動の自由はないのか？

連合大阪の副会長などを歴任し、嘱託職員の立場で労働相談活動に従事していた要宏輝さん（六五歳）は、今年一月、言論・出版活動に不当な干渉を受けたとして、連合大阪に慰謝料五〇〇万円の支払いを求める訴訟を大阪地裁に起こした。

発端は松下電器（現・パナソニック）の「偽装請負」問題である。

訴状によると、要さんは二〇〇六年秋、労働専門誌の依頼で「究極のコストパフォーマンス『雇用のない経営』」と題する原稿を書いた。当時、松下電器やキヤノンなど製造業大手で拡がっていた偽装請負の実態を批判し、労組が果たすべき役割を詳細に提起した論文である。松下電器についても違法な偽装請負を「合法的」に続けるべく、松下プラズマディスプレイの社員二〇〇人を請負に直接指揮・命令するという脱法行為を図った事實を指摘し、経営者のモ

ラルハザードの一例に挙げていた。

連合大阪の学習会で要論文のゲラ刷りを見た松下電器労組の関係者はこの内容に激怒、電機連合大阪地方協議会を通じて連合大阪に抗議する事態になった。

会社の違法行為をただす論文に労組が抗議するのも珍妙な話だが、その主旨は①連合大阪の役職員名を使つて加盟労組が属する企業（松下電器）の行動を批判するのは許せない

②問題の大量出向は、当時、相談に行つた労働局の指導で行なつた（労働局は否定）③論文発表前に松下労組や電機連合に事情聴取しなかつた――という点にある。記述内容の是非を批判したことに対する抗議したのである。

後、連合傘下の組合がある企業名は、

よほどのことがない限り「匿名」とするなどとした事務局長名の「謝罪文」を電機連合側に提出した。

さらに翌年一月の連合大阪三役会議では「専従役職員に関する申し合わせ事項」として、役職名を冠して原稿を執筆する際は、事前に事務局長らに内容を詰り了承を得ること、原稿を執筆する際は、事前に事務局長が、なぜ松下労組や電機連合の組織が、なぜ松下労組や電機連合の能を果たし、社会正義を追求することを行動指針に掲げる連合の地方組織が、なぜ松下労組や電機連合の持法のような規定までつくったのか。要さんの解説はこうだ。

「連合大阪の会長、事務局長といえども有力産業別組織に推された役員にすぎず、電機連合などの大組織には頭が上がらない。産別も同様で松下などの大企業労組ほど発言力が強い。その両方の逆鱗に事務局長らが驚き、あわてて『再発防止策』をまとめるのだろう」

この抗議にあわてた連合大阪は同年二月、「貴組織および当該労組等に多大な迷惑をおかけした」「今

松下が吠えれば連合は萎縮

この抗議にあわてた連合大阪は同年二月、「貴組織および当該労組等に多大な迷惑をおかけした」「今

連合大阪「専従役職員に関する申し合わせ事項」文書のコピー。「執筆の可否」について「事前に詰り了承を得る」「構成組織名や対応する企業名、個人名などは匿名掲載」などと記されている。

第4号譲案

■連合大阪専従役職員に関する申し合わせ事項について

標記「申し合わせ事項」について以下の内容で取り決めることについて確認願います。なお、ここに記載する「連合大阪専従役職員」とは連合大阪会長、事務局長、副事務局長、事務局員、連合大阪なんでも相談センター相談員等を指します。

「連合大阪専従役職員に関する申し合わせ事項」

- 1.連合大阪の機関会議、各種委員会、学習会等における配布資料の扱い(1)レジュメ、配布資料等は、原則として主催者（連合大阪）が準備したもののみとする。(2)当該会議、委員会の参加者、参加団体等から配布を依頼された資料については、事前に企画会議等（事務局長・担当副事務局長）に提示し、了承された後に配布することができる。
- 2.連合大阪の役職名を冠して原稿を執筆し新聞、雑誌、機関紙等に掲載する場合の対応(1)執筆の可否について、事前に企画会議等（事務局長・担当副事務局長）に詰り了承を得るものとする。(2)内容は連合方針を逸脱しないものとし、私見を記載する場合は、その旨を明確にすること。(3)可能な限り校正の段階で企画会議等（事務局長・担当副事務局長）に詰り了承を得るものとする。(4)構成組織名や対応する企業名、個人名などは匿名掲載を原則とし、どうしても実名を掲載する必要がある場合は、当該組織等と相談の上、了解を得ることとする。
- 3.連合大阪の役職員として、報道機関などの取材を受ける場合の対応(1)取材の可否について、可能な限り事前に企画会議等（事務局長・担当副事務局長）に詰り了承を得るものとする。